

まもろうぜ！ 本人の権利！！ 成年後見制度

成年後見制度とは…後見人は身上監護と財産管理を行います。掃除をしてくれる、背中に湿布を貼ってくれる…のとは違います。その人がその人らしく安心・安全に暮らすために法的に保護をしながら意思決定の支援を行います。家庭裁判所の定期的なチェックを受けながら仕事をしていきます。

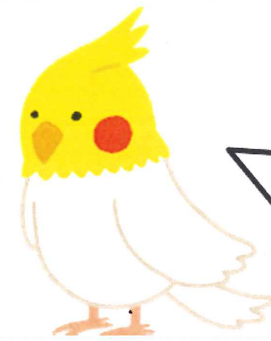
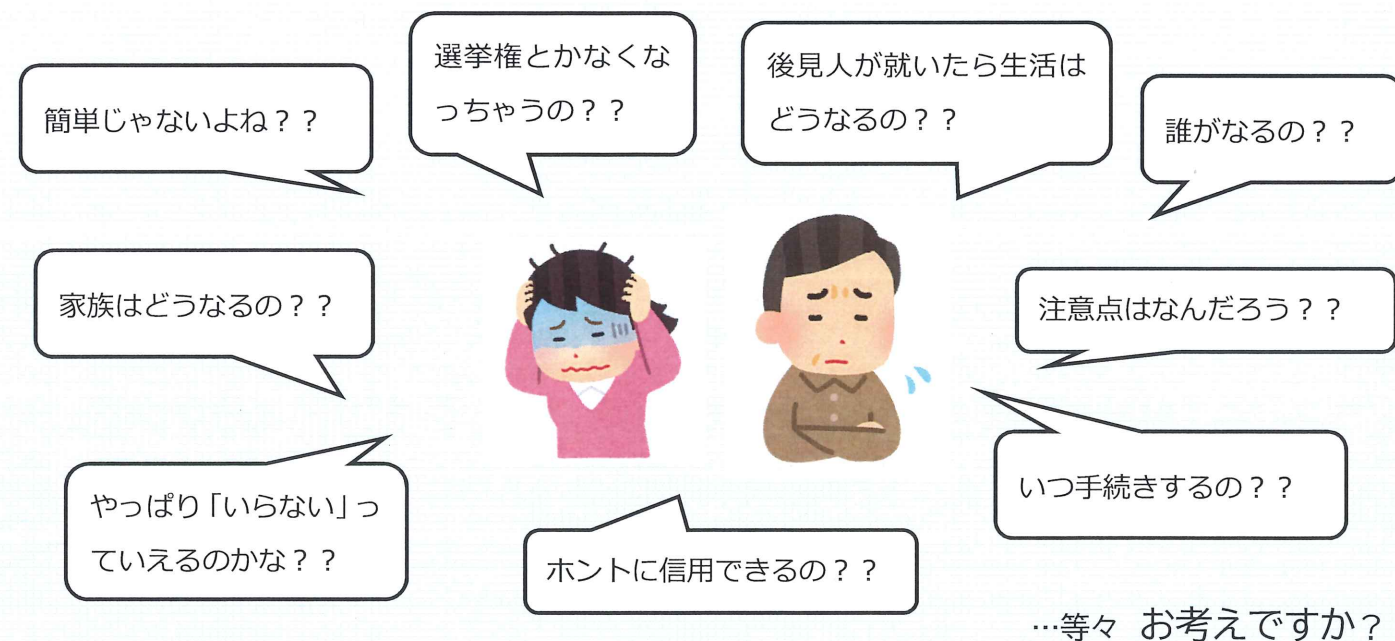
予防策 = 任意後見

判断能力のある人が将来に備えて利用します。まあ、保険のようなものでしょうか。

対応策 = 法定後見

すでに判断能力が低下している人へ今すぐ！民法に定められているので法定と言います。

同じ『後見』なのですが、手続きはまったく違います！



成年後見個別相談会を担当している先生方にインタビューを行いました。年間10回予約制にてみなさんの相続・遺言・成年後見に関する疑問にお答えしています。



N=根本弁護士



O=沖田行政書士

A

N: 家族力の弱い人。おひとり様や子がない、子がいても疎遠など。

O: 行政・福祉などの制度利用が必要な人。とても暮らしにくい状態なのにそれに気づいていなかったり改善方法がわからなかったり。

Q

成年後見制度が必要な人とは、どのような人だと思いますか？

A

N: 法定後見 25 件、任意後見発効は 2 件です。

O: 法定後見 10 件、任意後見は未発効が 1 件です。

Q

任意後見と法定後見を受けている件数は？

A

Q

後見を受ける仕事をしていてよかったと感じるときは？

N: 眉間にしわの寄った人の笑顔が見られた時。安心したことをうかがい知れた時はうれしくなります。

O: 私もそう思います。不安や不便を軽くできたと実感したときはうれしくなりますよね。

A

Q

日頃の活動範囲は？

N: 横浜市内、川崎市・藤沢市・東京都 23 区西部が中心です。

O: 泉区・栄区・戸塚区・港南区・中区です。

A

Q

この紙面を読んでいる人に伝えたいことはありますか？

N・O: 後見制度利用はご親族やケアマネさんの負担軽減にもなると思います。ご親族やケアマネさんは対象者の周囲の困りごとに対応してしまうことが多いと思います。それはとても大変なことです。一緒に考えていける存在が私たちではないでしょうか。この制度を誤解されている方は多いかもしれません。お金が自由に使えなくなる(買い物や旅行等)とお考えかもしれません。私たちは本人の意思や従前の生活状況を大切にしていきたいと思っています。誰に後見人になってもらうかは大切です。裁判所が選んでくれる人の見立て(適切な候補者)は必要です。申立てをしたあとの見通しを立てて手続きができるようお手伝いします。

A

Q

仕事の気分転換は？

N: 陶芸・美味しいものを食べること・旅行

O: バイクに乗ること・空手(今はやってない笑)

もっと知りたいという方へ。新橋地域ケアプラザには「**成年後見制度個別相談会**」があります！

実際に後見人を担っている専門職が、個別相談に対応します。地域の方はもちろん、民生委員やケアマネジャーなど皆さんに利用していただきたい相談会です。相続や遺言についても相談 OK です。複数回利用しても無料です(相談は無料です、業務依頼となる場合は相談とはなりません)。親子や仲良しグループと一緒にエンディングノートを書くという利用方法もお勧めです。泉区版エンディングノートはケアプラザでご用意できます。相談会の日程につきましては、広報紙の表紙の「ケアプラザからの事業のお知らせ」にてご確認ください。皆さまのご予約をお待ちしております！